



宮崎県公報

平成22年5月24日（月曜日） 号外 第46号

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ----- (畜産課) 1

告 示

宮崎県告示第 305号の2

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成22年宮崎県告示第303号の2）を次のとおり変更する。

平成22年5月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 搬出を制限する区域

(1) 搬出を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 303号の2の1の(3)に掲げる区域

2 移動を制限する区域

(1) 移動を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 303号の2の2の(3)に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 美郷町南郷区上渡川

イ 西都市大字三宅の一部（笹々礼及び境野）、大字徳北の一部（山浦）、大字南方の一部（椎原、鳥ノ巣及び大スダ）、大字三納の一部（九月田、白山廻、檜木廻、上寺廻、赤目、赤目川原、後町、盛、長谷場、長谷場原、野久尾原、法蓮寺、弓場元、下鶴之寺、北町、北町外川原、赤目外川原、上川原、才脇、羽付原、鎌廻、買地廻、野間口、八反ヶ丸、岩下、下摩戸、上の、堀切、青山、田中、古野、古野下川原、向井町村、向井下町、九流水中川原、下九流水、上吉田、粟野下、吉田、上向井町、下木屋ノ内、野嶽、上木屋ノ内、上鶴ノ寺、杉ノ元、平城、麓、山神川原、浦田、上浦田、長園原、内之野、釘野、坊屋舗、下城下、下屋舗、獅子堀、井上、師匠田、丸山、草牟田、万立、上原、払谷、川久保及び尾田所）、大字平郡の一部（八反ヶ丸、戸ノ丸、振廻、大坪、中間廻、角力及び尾寄）、大字加勢の一部（野間口、オヶ迫、柳戸迫及び小迫）、大字上揚の一部（征矢抜、土屋、古穴ノ手、野地及び横平）、大字銀鏡、大字八重、大字中尾及び大

字尾八重

ウ 児湯郡木城町大字石河内の一部（鶴田、鶴懐、中別府、川口、矢櫃、鹿遊、長越、惣田及び大瀬内）及び大字中之又の一部（松尾、屋敷原、寛木、中野、板屋、塊所及び弓木）